

4 子供たちの健全な心を育む取組

【施策の必要性】

東京都は、平成26年6月に「東京都いじめ防止対策推進条例」を制定し、これに基づき、都教育委員会が「いじめ総合対策」を策定し、全ての学校において、学校全体による組織的な対応を推進してきた。しかしながら、全国的には、いじめによる問題や子供たちによる暴力行為、自殺など、生命に関わる重大な事案が後を絶たない現状もあり、引き続き、全教職員による組織的な取組の徹底や、子供たちや家庭に対する効果的な支援を行うことが大切である。

また、情報社会の進展に伴い、子供を取り巻く社会環境が大きく変化する中で、児童・生徒が情報社会での行動に責任を持ち、情報を正しく安全に利用できるようにするとともに、情報機器の使用による健康との関わりを理解する力を身に付けさせることが必要である。

主要施策 1 1 いじめ、暴力行為、自殺等防止対策の強化

1 「いじめ総合対策【第2次】」の着実な推進

各学校において、いじめの未然防止、早期発見、早期対応等の対策や、児童・生徒の主体的な行動を促す指導を、保護者や地域・関係機関等と連携しながら組織的に行うなど、教職員研修の充実等を通して、平成29年2月に策定した「いじめ総合対策【第2次】」に示されている具体的な取組を、全教職員により確実に推進する。

◇主要事務事業（指導部）

(1) 「いじめ」の定義の正しい理解に基づく確実な認知の徹底

学校において、軽微ないじめも見逃さずに認知できるようにするため、研修等を通し、全ての教職員が、以下の視点に立って「いじめ防止対策推進法」に規定されている「いじめ」の定義等について共通理解を図ることができるようにする。

ア 行為を受けた児童・生徒が心身の苦痛を感じている場合は、例外なくいじめに該当すると捉える。

イ 行為を受けた児童・生徒が苦痛を感じていない場合であっても、相手の行為が人権意識を欠く言動である場合などには、いじめに該当すると捉える。

ウ いじめはどの学校でもどの子供にも起こり得ると認識し、いじめの件数が多いことが課題であるとの意識を払拭する。

エ 相手の行為の故意性や継続性等を含む重大性や緊急性、その行為により受けた児童・生徒の心身の苦痛の程度など、個々の状況に応じて、解決に向けた対応は異なることを理解する。

(2) 「学校いじめ対策委員会」の機能強化

あらゆるいじめに対して、教員が一人で抱え込むことのない組織的な対応を実現するため、「いじめ防止対策推進法」の規定により全ての学校に設置されている「学校いじめ対策委員会」が、以下の役割等を果たすことができるよう、機能の強化を図る。

ア スクールカウンセラーの勤務日等に合わせて定例会議を開催し、児童・生徒の状況やいじめ防止等の対策の推進状況を確認する。

イ 全教職員に対して、児童・生徒の気になる様子を漏らさずに報告するよう徹底させ、情報を集約して、定義に基づき、いじめを認知する。

ウ 認知されたいじめについて、実態に基づき、早期解決のための対応方策を協議するとともに、日々、対応の状況等を確認する。

エ いじめの対応状況等について、全教職員により情報共有ができるよう、電子データ等により記録を管理する。

オ いじめに関する授業、教職員研修、定期的なアンケート、スクールカウンセラーによる面接、児童会・生徒会の活動等、いじめの未然防止等に向けた取組を計画、推進するとともに、その成果と課題を明らかにし、改善策を提言する。

(3) 情報サイト及びアプリケーション「考えよう！いじめ・SNS@Tokyo」の活用
の促進

児童・生徒が、以下に示す目的等に即して、都教育委員会が作成・開発した情報サイト・アプリケーション「考えよう！いじめ・SNS@Tokyo」を有効に活用できるようにするため、学校における授業等を通して、周知・啓発を図る。

ア 自分がいじめを受けたとき、いじめを見聞きしたとき、いじめを行ったときなどに、どのように対処すればよいのかを考えるきっかけとする。

イ 自分がいじめを受けたとき、いじめを見聞きしたときなどに、携行しているスマートフォンなどから、24時間いつでも「東京都いじめ相談ホットライン」に相談できるようにする。

(4) 子供たちの主体的な行動を促す指導の充実

児童・生徒が、いじめの解決に向けて、自ら考え、話し合い、行動できるようにするため、以下の取組等を通して、教職員による児童・生徒への指導の充実を図る。

ア 教職員が率先して児童・生徒の良さを発見するとともに、児童・生徒同士が互いの良さを認め合うことができる学級活動やホームルーム活動を計画的に実施する。

イ 児童会や生徒会による活動を通して、児童・生徒相互の共感的な人間関係が築かれるとともに、上級生の自己肯定感を育み、自尊感情が高められるようにする。

ウ 児童・生徒が、いじめをなくすためにはどうすればよいかについて話し合う活動を通して、合意形成や自己決定ができるようにする。

エ いじめ防止に向けた児童・生徒自身の取組の推進役を担うことができるリーダー性を育成する。

オ 平成 27 年度に、都教育委員会が策定した「SNS 東京ルール」を踏まえ、児童・生徒自身が「学校ルール」や「家庭ルール」を作成することを通して、SNS を利用する際のマナーを身に付けることができるようにする。

(5) 「学校いじめ防止基本方針」の改訂及び周知・啓発

学校が、いじめ防止の取組を全教職員の共通実践の下に組織的に行われるようにするとともに、その取組について保護者や地域住民等から理解・協力を得られるようにするため、下記の取組等を通して、「学校いじめ防止基本方針」を改訂する。

ア 学校評価の項目にいじめ防止対策の推進状況を設定し、年度末に学校の取組の推進状況について、自己評価、保護者による評価、外部評価、諸調査の数値等を通して、PDCA サイクルの中で検証し、「学校いじめ防止基本方針」を改訂する。

イ 年度当初の保護者会、「学校サポートチーム」の会議、地域自治会の会合等の機会に、「学校いじめ防止基本方針」の内容を説明するとともに、学校ホームページや「学校便り」に掲載して、学校の取組についての周知・啓発を図る。

2 自殺予防対策に関する取組の徹底

平成 28 年 4 月の「自殺対策基本法」に基づき、互いに尊重し合いながら生きることの意識の涵養^{かんよう}や困難な事態等における対処の仕方を身に付けさせることが、学校の努力義務として示された。

それを踏まえ、児童・生徒が自らの命を絶つことがないようにするため、学校は、家庭と協力して児童・生徒の悩みや不安を適切に把握し、関係機関等と連携してその解消に向けた支援を行うなど、組織的な取組の徹底を図るとともに、学校において、互いに尊重し合いながら生きていくことの意識の涵養^{かんよう}に加えて、困難な事態や強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付けさせる指導の充実を図る。

◇主要事務事業（指導部）

(1) 自殺予防のための学校の組織的対応の徹底

児童・生徒等の自殺を予防するため、以下の取組を通して、児童・生徒の様子の変化を教職員全体で把握するとともに、気になる様子が見られる児童・生徒に対しては、保護者や関係機関と連携して、当該児童・生徒の悩みや不安の解消に向けて確実な対応を行う。

ア 学期初めなど定期的に、教職員による状況観察や個人面談、悩みや不安把握のためのアンケート等を実施し、児童・生徒一人一人の様子を確認する。

イ 過去にスクールカウンセラー等に悩みや心配を訴えた児童・生徒については、定期的に相談後の状況を確認する。

ウ 児童・生徒や保護者との面談等を通して、児童・生徒の友人関係、習い事や塾等における状況、目指している進路、兄弟姉妹関係を含めた家庭における問題等、児童・生徒が現在置かれている状況を確認する。

エ 始業式後の学級指導等において、全児童・生徒に対して、悩みや不安がある場合は、教職員に相談するよう伝える。

オ 気に掛かる児童・生徒については、保護者等に連絡をして当該児童・生徒の状況を改めて確認するとともに、関わりの深い教員等が、当該児童・生徒に声を掛け、悩みや不安の解消に向けて支援していくことを伝える。

カ 心配な状況が想定される児童・生徒については、「学校サポートチーム」を活用するなどして、スクールソーシャルワーカー、子供家庭支援センター、習い事や塾の関係者、当該児童・生徒の友達や保護者、PTA役員、地域住民、福祉・医療等を含む関係機関等の職員等と連携して、当該児童・生徒の心配や悩みの要因と考えられる負担を軽減する方策等について協議を行い、それぞれの立場から支援を行う。

(2) 全公立学校の校長を対象とした自殺予防教育連絡会の開催

校長のリーダーシップにより、学校における自殺予防の取組が意図的・計画的に実施されるようにするとともに、全ての教職員の児童・生徒の自殺予防に対する意識の向上を図るため、全公立学校の校長を対象とした「自殺予防教育連絡会」や、教職員研修センターにおける各職層別研修等を実施する。

(3) 学校における自殺予防教育充実のためのDVD教材の活用の促進

平成29年7月に閣議決定された「自殺総合対策大綱」の趣旨を踏まえ、全ての児童・生徒に対する自殺予防のための教育の充実を図るため、DVD教材を作成し、各学校において「SOSの出し方に関する教育」を指導計画に位置付けるとともに、授業等でDVD教材を活用できるようにする。

3 スクールカウンセラー等を活用した学校教育相談及び児童・生徒支援の一層の充実

いじめ、暴力行為、自殺等の問題行動の解決に向けて、児童・生徒を支援する体制を構築するために、教職員、保護者、その他の相談窓口等に相談しやすい環境を整備し、各学校における定期的なアンケートや面接の実施、スクールカウンセラーの活用の促進、都教育相談センター等の相談窓口の周知等と合わせて、教職員の対応力向上を目指した校内研修等の充実を図る。

◇主要事務事業（指導部）

(1) 教職員研修の充実

暴力傾向の見られる児童・生徒等に対して、自分の感情を抑えることができるようにするための指導やいじめ問題に関する心理的な支援等について、スクールカウンセラーを講師とした校内研修会や事例検討会等の充実を図る。

(2) 相談しやすい環境づくりの促進

児童・生徒が、自分の不安や悩みを相談しやすい環境づくりを促進するため、いつでも誰にでも相談できる全教職員による学校教育相談体制の充実を図るとともに、定期的に、児童・生徒や保護者に対して学校以外の相談窓口を周知する。

(3) スクールカウンセラー活用事業の推進

学校におけるスクールカウンセラーを活用した教育相談の一層の充実を図るため、「スクールカウンセラー連絡会」を年間3回、配置校校長及び担当指導主事等を対象とした連絡会を年間1回ずつ開催する。

(4) 電話による相談体制の強化

いじめの早期発見や児童・生徒の心のケアの充実に向けて、電子メールによる相談に加え、電話相談窓口をより分かりやすく、かつ架電しやすくするため、これまでのいじめ相談ホットライン（フリーダイヤル・無料）と教育電話相談（有料）を一本化（フリーダイヤル・無料）し、いじめ問題等に悩む児童・生徒やその保護者等からの相談体制を強化する。

(5) SNSを活用した教育相談体制の検討

SNS等、児童・生徒たちにとって、より相談しやすい手法や体制づくりに向けて検討を行う。

4 児童・生徒の問題行動等の解決に向けた学校と地域、関係機関等との連携の強化

いじめ、暴力行為、自殺等の問題行動の解決と児童・生徒の健全な育成に向けて、学校、家庭、地域、警察・児童相談所等の関係機関が専門性を生かしながら役割を分担するとともに、児童・生徒に対して適切に指導や支援を行うことができるようにするため、各学校に設置されている「学校サポートチーム」の機能強化を図り、スクールソーシャルワーカー等の外部人材の活用を促進する。

◇主要事務事業（指導部）

(1) 「学校サポートチーム」の機能強化

いじめ、不登校、暴力行為、犯罪や非行、家庭における養育などの児童・生徒の問題行動等に対して、学校が保護者、地域住民、関係機関と迅速かつ適切に連携・協力して対応できるようにするため、外部人材から構成される組織として全公立学校に設置されている「学校サポートチーム」の役割の明確化と機能の強化を図る。

(2) スクールソーシャルワーカー活用事業の推進

いじめ、不登校、暴力行為、非行や犯罪、家庭における養育などの児童・生徒の問題行動等に対して、社会福祉等の専門家の助力を得て解決を図ることができるようにするため、区市町村教育委員会へのスクールソーシャルワーカーの配置を促進するとともに、効果の上がった事例に関する情報共有等を目的とした「スクールソーシャルワーカー連

絡会」を開催する。

(3) 警察や児童相談所等の関係機関との連携の促進

ア 暴力、非行、犯罪及びこれらを伴ういじめなどの行為に対し、適切な指導により更生を図ることができるようにするため、「警察と学校との相互連絡制度」や「警視庁と東京都教育庁の連絡会議申合せ事項」を踏まえ、学校は、所轄警察署に迅速に通報することにより、連携して対応できるようにする。

イ 家庭における養育に起因する課題や児童虐待が疑われる事例等に対し、適切な支援により問題の解消を図ることができるようにするため、「児童虐待防止法」等に基づき、学校は、地域の児童相談所や「子供家庭支援センター」等に迅速に通報することにより、連携して対応できるようにする。

主要施策 12 SNS等の適正な使い方の啓発強化

1 東京都独自のルール「SNS東京ルール」の着実な推進

都内全公立学校の児童・生徒が、いじめ等のトラブルや犯罪に巻き込まれないようにするとともに、学習への悪影響を防ぐために策定した「SNS東京ルール」に基づき、補助教材「SNS東京ノート」の配布・活用、推進校の指定、情報モラル講座の実施等を通じて、児童・生徒の発達段階に応じた指導を更に推進する。

また、有害情報から子供を守るため、都内全公立学校を対象にネット監視を行うとともに、児童・生徒のインターネット等の利用状況調査を行い、実態を把握する。

◇主要事務事業（指導部）

(1) SNS等の適正な使い方の啓発強化

ア 情報モラルに関する推進校の設置

情報モラル・情報リテラシー教育に関する取組や授業実践を行い、その成果を公開授業等により広く普及・啓発するために設置する。小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等から指定する。

イ 親子情報モラル教室の実施

公立小学校 150 校程度を対象に講師を派遣し、児童とその保護者が一緒に学ぶことを目的とした親子情報モラル教室を実施する。

ウ 学習用補助教材の配布・活用

学校における学習や、学校と家庭が連携して児童・生徒に対し、SNSを適正に使用するための力を育むために、情報モラル教育を推進するための補助教材「SNS東京ノート」を配布し、活用を図る。

(2) インターネット等の適正な利用に関する子供を取り巻く実態の把握

ア 学校非公式サイト等の監視業務の実施

公立学校全体を対象に学校非公式サイト等の監視を行い、不適切な書き込み等については緊急性・危険性に応じて対応し、都立学校・区市町村教育委員会等への情報提供やサイト管理者への削除要請を行う。

イ 児童・生徒のインターネット利用状況調査の実施

子供のインターネット利用における様々な課題が指摘されていることから、東京都の児童・生徒のインターネットの利用率や使用のためのルール策定状況、インターネット利用によるトラブル等の実態を把握する。

<取組の方向4におけるその他の事務事業>

1 東京都教育相談センターにおける相談事業の推進（指導部）

(1) 電話相談による支援（再掲）

幼児から高校生相当年齢までの子供を対象に、子供、保護者等から寄せられる教育に関する相談を受け、共に考えることで不安・悩みの軽減を図り、助言・他機関の紹介等を行う。

※ いじめ他教育に関わる相談をフリーダイヤルで24時間受け付けている。

(2) 来所相談による支援（再掲）

教育に関する相談を受け、心理職等の職員が継続的な相談等を行い、解決に向けての支援を行う。平日18時までの相談時間の延長及び毎月第3土曜日の開所を引き続き実施する。

(3) メール相談による支援（再掲）

幼児から高校生相当年齢までの子供を対象に、子供や保護者等から電子メールで寄せられる教育に関する相談について対応する。

(4) 学校等への支援

ア 教職員等からの相談（再掲）

教職員等からの幼児・児童・生徒の理解と対応や教育相談の推進等に係る相談を電話及び来所相談等で受け、その問題解決に向けて助言等支援を行う。

イ 学校等への派遣

(7) 所員及び専門家アドバイザースタッフ（心理の専門家等）の派遣

- ① 一般訪問：いじめ、不登校、集団不適應等の未然防止及び対応のため、児童・生徒の面接及び事例検討並びに研修を行うため派遣する。（再掲）
- ② 緊急支援：児童・生徒等に関わる事件・事故が発生した際に、幼児、児童・生徒、教職員及び保護者の心のケアと学校（園）における日常性を取り戻すため学校等に派遣し支援を行う。

- (イ) 学生アドバイザースタッフ（心理学や教育学等を学んでいる学生）の派遣（再掲）

不登校や集団不適應等の改善に向けて支援するため、児童・生徒の話し相手や遊び相手として学校等に派遣する。

- ウ 都立学校教育相談担当者との連携の推進（再掲）

都立学校教職員の教育相談に関する資質向上及び学校の教育相談活動等の充実に
向けて、都立学校教育相談担当者連絡会を開催する。

- エ 区市町村教育相談機関との連携の推進（再掲）

東京都における教育相談のより一層の充実、振興に資するため、教育相談主管課
長連絡会、教育相談担当者連絡会を開催し、各区市町村立教育相談所（室）及び適
応指導教室との連携、協力を推進する。

- (5) 学校問題解決サポートセンター

学校等からの相談又は学校等の対応への不満に関する保護者等からの相談に対して、
必要に応じて専門家等からの助言を受け、公平・中立の立場で助言を行う。

なお、問題解決に向けた第三者的相談機関として、学校だけでは解決困難ないじめ
等の問題について迅速かつ適切に対応する。

- ア 電話相談による支援

学校及び保護者等からの相談を受け、所員が助言をする。

- イ 専門家等からの助言

相談を受けた案件のうち、必要に応じて専門家等の助言を受け、回答する。

※ 専門家等：弁護士、精神科医、臨床心理士、警察OB、行政書士、民生児童委
員代表、保護者代表

- ウ 第三者的機関としての解決策提示

当センターが学校等だけでは解決困難と判断した案件について、当事者双方の合
意の下、それぞれの意見を聴取した上で、専門家等で構成するケース会議において
解決策を協議し提示する。

- エ 「いじめ等の問題解決支援チーム」

いじめや児童・生徒等に関わる問題について、迅速かつ適切に対応するため、学
校や教育委員会等からの相談に応じ、少人数の専門家等による「いじめ問題解決支
援チーム」により、機動的かつ早期の問題解決を図る。